

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111 (内 2521)

E-mail： c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,645 千円 (前年度予算額： 5,747 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,747	0	0	0	0	0	0	0	5,747
要求額	8,645	0	0	0	0	0	0	0	8,645
決定額	8,645	0	0	0	0	0	0	0	8,645

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

令和元年11月より、車椅子利用者用駐車区画の適正な利用を図るため、プラスワン区画を新たに設定し、駐車区画を利用できる対象者の要件を設定し、利用証を交付する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入開始した。

全国39府県で導入済み(東海地方では静岡県、三重県が導入済)で、制度を導入している府県間で相互利用が可能となっている。

車椅子利用者用駐車区画の適正な利用、プラスワン区画の確保に向けて取組みが必要である。

(2) 事業内容

○福祉のまちづくり推進会議の開催

・委員：大学教授、障がい者団体代表、商業施設管理者等など

○利用証の交付

・交付数：年間12,000枚見込み ※対象者18万人

○プラスワン区画の確保

①各商業施設

・駐車区画の表示について、カラーコーンを設置。

② 県有施設：今後も新規のニーズや損傷に備え、継続的に費用を確保。

(3) 県負担・補助率の考え方

県は福祉のまちづくり条例を定めており、県民の福祉のまちづくりに関する理解を深め、高齢者、障がい者等が快適に施設を利用できるための取組を行う必要がある。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	420	検討委員会委員謝金
旅費	407	検討委員会委員旅費、職員旅費
消耗品費	3,883	利用証、カラーコーン
印刷製本費	1,037	チラシ、ポスター、ステッカー（看板貼付用）
会議費	5	茶菓子代
役務費	100	通信運搬費
使用料及び賃借料	46	検討委員会会場借り上げ料
委託料	2,747	県有施設路面シート貼付業務委託、新聞広告 おでかけタウンマップ掲載情報等の保守にかかる委託料
合計	8,645	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 国「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」
- ・ 第四期岐阜県地域福祉支援計画

(2) 国・他県の状況

- 国：「パーキングパーミット制度事例集」の作成 (H31.3)
- パーキングパーミット制度の導入状況 (R2.9 末現在)
 - ・ 導入済み 39 府県（岐阜県含む）
 - ・ 未導入 8 都道県（北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県）

(3) 後年度の財政負担

利用証、カラーコーンの作成、路面シートの貼付、制度の普及啓発は継続して実施

(4) 事業主体及びその妥当性

全国の導入府県との相互利用の観点から、県が主体となることは妥当。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成10年度に制定された「福祉のまちづくり条例」の理念である、だれもが住みやすい社会づくりを目指し、高齢者、障がい者等の社会参加を支援するため、「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、駐車区画の適正利用、確保に向けた取組みを行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
プラスワン区画数 (台)	0 (H30)	— (H)	— (H)	1,207 (R2)	3,000 (R5)	40.2%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

福祉のまちづくり推進会議の開催（令和2年11月予定）

プラスワン区画の確保数：1,207区画（令和2年3月末時点）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

車椅子利用者用駐車区画の適正な利用を図るとともに、導入他府県との相互利用により、利便性が高いものになることが見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い</p>	
(評価)	商業施設や公共施設等に設置された、車椅子利用者用駐車区画及びプラスワン区画の利用証を発行し、利用対象者を明確化する「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入することで、障がい者や高齢者、難病の方などが安心して暮らしやすい福祉のまちづくりを推進する。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</p>	
(評価)	利用証の交付開始により、車椅子利用者用駐車区画の適正な利用を図るとともに、プラスワン区画の設置による駐車区画の増加により、対象者の利便性が高まっている。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある</p>	
(評価)	福祉のまちづくり推進会議において、専門家から委員を伺いながら、制度の推進について物品の作成や啓発を実施することで事業の効率化を図っている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の普及にあたり、対象駐車区画の数を少しでも多く確保するため、施設管理者への協力依頼が必要。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 「福祉のまちづくり条例」の理念である、だれもが住みやすい社会を実現するため、ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度の普及促進に向けて取り組みを進めていく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	